公益社団法人福島県栄養士会役員選任総会決議にかかる手続規程

第 1 章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人福島県栄養士会定款第24条に定める役員の選任手続 について必要な事項を定め、もって選任手続が公明かつ適正に行われることを目 的とする。

(選任手続の管理)

第2条 選任手続に関する事務は、選任手続管理委員会(以下「管理委員会」という)が 管理する。

(管理委員会)

- 第3条 管理委員会は、委員3名をもって組織する。
 - 2 委員は、理事(立候補者を含む)を除く会員の中から、選任手続告示30日前までに会長が任命する。
 - 3 会長は、委員が次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、その委員を罷免 する。
 - (1) 会員でなくなった場合
 - (2) 心身の故障のため、職務を執行することができない場合
 - (3) 職務上の義務に違反し、その他委員たるに適しない非行があった場合
 - 4 委員長は、委員の中から互選する。
 - 5 委員長は、管理委員会を代表し、その事務を総理する。
 - 6 管理委員会の会議は、その委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
 - 7 管理委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決す るところによる。

(管理委員会の職務)

- 第4条 管理委員会は、次にかかげる職務を行う。
 - (1) 選任手続に関する告示
 - (2) 立候補届及び辞退届の受理
 - (3) 立候補者の資格審査
 - (4) 選任議決の議決権行使人名簿及び補欠選任議決の議決権行使人名簿の作成
 - (5) 第10条に規定する選任手続管理者の選任
 - (6)選任の総会決議を得た者(以下「被選任者」という)の確認及び総会への報告
 - (7) 異議申立ての受理及び決定
 - (8) その他選任手続に関する事項

第 2 章 選任議決権及び被選任権

(選任議決権)

第5条 正会員は、選任決議において各1個の議決権を(以下、「選任議決権」という) を有する。

(被選任権)

第6条 2年以上継続して現に会員であるものは、役員として選任される権利(以下「被選任権」という)を有する。

第 3 章 選任手続期日

(選任手続期日)

- 第7条 役員の任期満了による選任手続は、役員の任期が満了する定時総会において行う。 (告示及び通知)
- 第8条 管理委員会は、会員に対し、選任手続期日の30日前までに以下の事項を告示しなければならない。
 - (1) 選任手続を実施すべき役員の種類及び数
 - (2) 立候補届出期間及び立候補届出場所
 - (3) 選任決議実施の日時及び場所
 - (4) 開票の日時及び場所
 - 2 会長は、前項の告示の30日前までに、選任手続期日を管理委員会に通知しなければならない。

第 4 章 選任決議の実施及び開票

(選任手続の方法)

- 第9条 選任手続は、直接無記名の選任議決権行使により行う。
 - 2 選任決議は、議決権用紙に氏名が印刷された候補者のうち、その選任を可とする 者に対して、議決権用紙の記号を記載する欄に〇の記号を記載して、これを投票 箱に入れる方法により行う。

(選任手続管理者)

- 第10条 選任決議の実施及び開票の適正を期するために、選任手続管理者若干名を置く。
 - 2 選任手続管理者は、管理委員会が選任する。
 - 3 管理委員会は、前項の選任にあたって、理事会の意見を聞くことができる。
 - 4 選任手続管理者は、選任決議の実施及び開票に立ち会う。

(議決権行使の無効)

- 第11条 次のいずれかに該当するものは、無効とする。
 - (1) 定められた議決権用紙を用いないもの
 - (2) 定められたもの以外の記号又は文字を記入したもの

第 5 章 候補者

(候補者の立候補届)

- 第12条 選任決議を受けようとする者(以下「候補者」という)は、管理委員会の定める期日までに、定められた様式に基づき、委員長に届け出なければならない(以下、この届け出を「立候補」という)。なお、期日当日の消印は有効とする。
 - 2 立候補の届出期間は、告示後 1 5 日以内とする。但し、補欠選任手続について はこの限りでない。

(候補者資格の喪失)

- 第13条 次のいずれかに該当するときは、候補者資格を喪失する。
 - (1) 立候補届に不備があるとき
 - (2) 立候補届の記載内容に虚偽又は不正があるとき
 - (3) 立候補届が前条の期日に遅れたとき

(候補者一覧表)

- 第14条 管理委員会は、候補者の届出順に一覧表を作成し、選任決議の15日前までに これを告示しなければならない。
 - 2 前項の立候補者一覧表には、立候補者の氏名、生年月日、役員の種別、所属する職域等を記載する。

(推薦委員会)

- 第15条 本会の適正な管理運営に必要とされる候補者を得るため、推薦委員会を置く。
 - 2 推薦委員会は、管理委員会の委員長と、各職域協議会及び支部の代表者12名 の委員で構成する。
 - 3 2項の委員は、管理委員会の委員長が、各職域協議会及び支部から選任する。
 - 4 推薦委員会の議長は管理委員会の委員長が務める。
 - 5 推薦委員会は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 選任手続の立候補者が、本会の業務執行のために適正の数でない場合、不足する数の候補者を推薦する。
 - (2)選任手続の結果、役員の数が選任手続すべき役員の数に満たなかった場合、不足する数の候補者を推薦する。

第 6 章 被選任者

(被選任者)

第16条 選任決議において、正会員の過半数が選任議決権を行使し、その選任を可とす る選任議決権の行使が過半数あった候補者を被選任者とする。

第 7 章 異議申立

(選任手続の効力に対する異議申立)

第17条 この規程によって行う選任手続の効力に関し異議のある会員は、当選任手続の 日から10日以内に、文書で管理委員会に対して異議の申立をすることができ る。

(選任手続効力の決定)

第18条 前条の異議の申立があった場合において、この規程に違反することがあるときは、選任手続の結果に異動を及ぼすおそれがある場合に限り、管理委員会は、 その選任手続の全部又は一部の無効を決定しなければならない

第 8 章 規程の変更

(規程の改正)

第19条 本規程の変更は、理事会の決議を経なければならない。

附則

この規程は、令和4年3月19日から施行する。

参考:役員選任決議のフロー

月日	担当	内容	留意事項
3. 19	会長	選任手続き管理委員の任命 (3人)	選任手続き告示
	(任命書)	※理事を除く会員	30 日前まで
3. 19	会長	委員長あて選任手続日の通知 (3.19)	選任手続き告示
			の 30 日前まで
3. 19	管理委員	選任手続管理委員会(以下、管理委員会)委	
	会	員長の選出(互選)	
3. 19	委員長	推薦委員会委員の選出(委員長+各職域協議	
		会・支部の代表者 12 人=13 人)	
4. 21	管理委員	立候補の届出に関する告示	選任手続き日の
	会	※立候補の届け出期間は告示後 15 日以内	30 日前まで
4. 25~5. 6	管理委員	立候補届の受理(4.25~5.6)	
<mark>5. 7</mark>	会	立候補者の審査、立候補者の確定 (5.7)	
5. 7	管理委員	候補者一覧の告示(5.7)	選任決議日の15
	会		日前まで
5. 16	管理委員	選任手続日の告示 (総会案内へ同封)	選任決議日の30
	会	※事務局が実施	日前まで
	管理委員	選任手続管理者の選任 (若干名)	
	会	※委員以外の会員、選任決議の実施及び開票	
		に立ち会う。	
6. 18	管理委員	選任手続の実施(投票)及び開票、総会へ報	
	会	告	
		※選任手続管理者の立会いのもと	

- 1. 選任議決に関する組織
- ① 選任手続管理委員会(3人) → 会長任命
- ② 推薦委員会 (委員長+職域協議器・支部の代表=13人) ➡ 委員長選任
- ③ 選任手続管理者(若干名) ➡ 委員会選任
- 2. 職域協議会及び支部による理事候補の確保

(公社) 福島県栄養士会定款施行細則

- 第4条 職域協議会及び支部は、定款第24条第1項の理事選任決議に付される次の 員数の候補を得るように努めなければならない ※各1名以上
- 3. 理事及び監事の候補者の合計数が定款に定める数より多い場合の決議 (公社) 福島県栄養士会定款 (決議)

第20条 3 役員を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上

回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。